

兵庫県保険医協会歯科部会主催

歯科社保・審査、指導対策研究会 電子レセプトに対する審査強化への対応

2月16日(日) 電子請求猶予期限2015年3月をどう迎えるか

午後2時30分～5時

会員参加無料

会場：兵庫県保険医協会会議室

(JR・阪神元町駅下車東口を南徒歩7分 神戸市中央区海岸通1丁目2-31 フコク生命ビル5階)

話題提供：協会歯科部会・社保対策講師陣

上記の通り、歯科社保・審査、指導対策研究会を企画しました。電子レセプト請求に対する審査強化への対応を軸に解説します。保険ルールの再確認のため、委縮診療にならないためにも、ぜひ多数ご参加下さい。

電子レセプト請求の歯科医療機関は12月現在で兵庫県で50.5%となっています。現在猶予中で紙レセプト請求の先生方も最終猶予期限が2015年3月と1年余りに迫っています。電子請求移行にあたって知っていただきたいポイントについてもお話します。

電子レセプトの審査については、2012年3月審査分から縦覧・突合点検が支払基金で始まり、12年4月診療分からは請求点数の算定日を記録しての請求が義務化され、コンピュータチェックが拡大されるなど、審査が強化されています。また、協会けんぽなど、保険者による長期にわたる縦覧点検からの再審査も増大しています。

行政指導においては、兵庫県内の歯科で監査が連続して行われておりこの2年間に県内で6人が保険医取消となっています。患者通報からの個別指導件数も増えています。

協会歯科部会では、日常的に社保・審査、指導についての個別相談に応じています。お気軽にお電話下さい。新点数研究会は3月23日を皮切りに県下数か所で開催、社保勉強会も別途計画予定です。コンピューター任せにせず保険ルールへの理解を深めましょう。

今回ご参加の会員の先生には、保団連発行「カルテ記載を中心とした指導対策テキスト―審査問題を含めた日常の留意点―」冊子を1冊進呈します。

参加対象は、協会会員の先生ご本人のみとさせていただきます。未入会の先生はご入会の上ご参加下さい(入会金なし、月会費は歯科開業医5000円、勤務医3000円)。

お問い合わせは、兵庫県保険医協会歯科部会担当事務局本田まで TEL078-393-1809

兵庫県保険医協会歯科社保・審査、指導対策研究会(2/16) 参加申込書

FAX078-393-1802

医療機関名 所在地 市・区・町

電話 FAX

参加者氏名 会場周辺地図FAX: 要 ・不要

★事前にご質問や、返戻・減点事例、ご意見等あればお寄せ下さい↓